

平成30年度

契単第121号

請負契約書（役務・単価契約）

請負契約書（役務・単価契約）

- 1 契約件名 国際飛行支援業務（米国アップルトン空港往路）
- 2 契約金額 予定総額 金*, ***, ***円 外貨分 US \$ **, ***, **
邦貨換算 *, ***, ***円（支出官レート112.0円/US\$）
邦貨分 ***, ***円
うち消費税相当額 **, ***円
- 3 契約単価 別紙内訳書のとおり
- 4 履行期限 平成30年9月28日
- 5 履行場所 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

上記請負作業について、注文者 支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 宮崎 一巳 甲とし、
乙として、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書 国際飛行支援業務（米国アップルトン空港往路） を履行するものとし、甲は、これに対し、請負代金を乙に、
支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 乙は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については甲乙協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲または、監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、行うものとする。

(監督職員)

第3条 甲は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を乙に通知するものとする。

2 乙は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 乙は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 乙は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場

借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

- 3 乙は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 乙は、前項の場合において、甲が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 乙は、甲又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 甲又は監督職員は、現場代理人その他乙の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（行政庁に対する手続）

第9条 乙は、その作業について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（物価変動等による請負金額の変更）

第10条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、甲乙協議して、これを変更することができるものとする。

- 2 契約上の外国為替換算率変更等による航空機の外貨部分、銀行保証料、航空保険及び租税公課が変更されたときの実績額が当初契約の内訳明細書と相違した場合は、乙はすみやかに、実績報告書及び精算に必要な証拠書類（INVOICE、外貨に係る領収書等）を甲に提出し契約金額の変更を申し出なければならない。ただし、航空機の外貨部分に係わる消費税及び地方消費税の算出は、納入の日の対顧客直物電信売買相場の仲値（TTMレート）をもって行うものとする。

3 前項に基づき、契約金額を変更する場合は、甲乙が協議してこれを予算の範囲内で行うことができる。

(仕様の変更等)

第11条 甲は、その都合により、仕様内容を変更し、又は一時中止し、もしくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(履行期限の変更等)

第12条 甲は、その都合により履行期限又は履行場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは甲乙協議して、その金額を増減するものとする。

(請負金額の確定)

第13条 この契約書に記載されている請負金額は、支出官レートをもって計算したものであり、乙が精算を行った実績をもって再計算し、甲乙協議のうえ請負金額を確定させる。

2 乙は、精算を行った場合は、すみやかに証拠書類を添付して甲に報告し、請負金額の変更を申し出なければならない。

(終了の通知及び検査)

第14条 乙は、作業を完了した場合は、その旨を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知をうけたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により検査を行うものとする。

3 乙は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示又は説明を求められた場合には、これに応じるものとする。

(請負代金の支払)

第15条 甲は、前条の規定による検査が終了し、第13条の規定による請負金額が確定した後、乙が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に、第三管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。

2 甲は、乙から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを乙に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から甲が乙の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しない

ものとする。ただし、この請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、乙の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第16条 甲は、約定期間内に代金の支払をしないときは、乙に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、乙が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 甲が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

第17条 乙は、履行期限までに作業日程を終了できないときは、あらかじめ遅滞の理由及び終了可能期日を明示して、甲に履行期限の承認を求めなければならない。

- 2 甲は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他乙の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年36.5パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第19条 乙は、災害防止等のため特に必要と認める場合は、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、乙はあらかじめ、監督職員の

意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他の作業の施工上緊急に必要な事項については、乙に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、甲乙協議して契約金額に含めることを不相当と認めた部分については、甲がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第20条 乙の使用人が甲の所有物(航空機)においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。

- 2 乙は、その使用人が作業遂行中、甲の所有物(航空機)を破損したときは、甲がやむを得ないものと認めた場合を除くほか、甲の決定する方法により弁償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙から解除の申出があったとき。
 - 二 乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - 三 前号のほか、乙がこの契約に違反し、そのため甲が契約の目的を達することができないとき。
 - 四 この契約の履行について、乙又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が甲の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
 - 五 乙が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第4号までの場合において、乙は違約金として、請負金額に対する10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
 - 3 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をい

う。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 甲は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(相殺等)

第23条 この契約により甲が乙から取得すべき違約金等がある場合において、甲が当該金額と相殺することができる債務を乙に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお甲において取得金がある場合又は甲が違約金等を徴収する場合において、乙は、甲の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、甲に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書中「乙」とあるのは「甲」、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を、双方の承認を得ないで第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成30年7月6日

甲	住 所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57
	氏 名	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 宮崎 一巳

乙	住 所	
	氏 名	